

産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令（案）等に対する意見公募要領

令和6年12月27日
経済産業省イノベーション・環境局研究開発課
基準認証政策課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

第213回通常国会で成立した新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律により、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第二十一条の十七において、政府は、事業者による特定新需要開拓事業活動の実施の円滑化のために必要があると認めるときは、産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査等を行うことができる規定が新設されました。

また、令和6年度税制改正において、我が国のイノベーション拠点の立地競争力強化を目的として、国内で自ら研究開発した知的財産（特許権、AI関連のプログラムの著作物）から生じるライセンス所得、譲渡所得を対象に、所得控除30%を措置するイノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）が創設され、産競法第二十一条の十七の規定を活用して経済産業省が証明した適格な知財に対して税制優遇を受けられることとしております。

そこで、当該調査等の実施に当たり、「産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令」及び「産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等」を制定し、併せて「イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）ガイドライン」を策定することといたしました。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

「産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令（案）」

「産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等（案）」

「イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）ガイドライン（案）」

3. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

(2) 窓口での配布

経済産業省イノベーション・環境局研究開発課
（東京都千代田区霞が関 経済産業省別館5階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和6年12月27日（金）～令和7年1月27日（月）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省イノベーション・環境局研究開発課

パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： bzl-istp-cip-rd@meti.go.jp

（電子メールの件名を「産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令（案）等に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

